

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用Ⅰ種試験	一般行政A	[略]	[略] 人物試験 身体検査	職員採用Ⅰ種試験	一般行政A	[略]	[略] 人物試験
	一般行政B		[略] 人物試験 身体検査		一般行政B		[略] 人物試験
	社会福祉	[略]	[略]		社会福祉	[略]	[略]
	[略]		人物試験 身体検査		[略]		人物試験
職員採用Ⅱ種試験	一般事務	[略]	[略]	職員採用Ⅱ種試験	一般事務	[略]	[略]
	[略]		人物試験 身体検査		[略]		人物試験
	栄養	[略]	[略] 人物試験 身体検査		栄養	[略]	[略] 人物試験
職員採用Ⅲ種試験	一般事務	[略]	[略]	職員採用Ⅲ種試験	一般事務	[略]	[略]
	[略]		人物試験 身体検査		[略]		人物試験
	農業	[略]	[略]		農業	[略]	[略]
	[略]		人物試験 身体検査		[略]		人物試験
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3（第13条関係）				別表第3（第13条関係）			
試験の種類	受験資格			試験の種類	受験資格		
[略]				[略]			
職員採用Ⅱ種試験	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者（特別募集であるときは、20歳			職員採用Ⅱ種試験	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が19歳以上35歳未満の者（特別募集であるときは、20歳		

以上27歳未満の者) であること。

なお、更に栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による栄養士の免許を取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者であること。

[略]

[略]

以上36歳未満の者) であること。

なお、更に栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による栄養士の免許を取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者であること。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。